

## 第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

### ①第三者評価機関名

特定非営利活動法人ふくてっく

### ②評価調査者研修修了番号

SK18235

SK18234

SK18232

1201C029（大阪府）

1701C024（大阪府）

### ③施設名等

名称：	和泉幼児院
施設長氏名：	大橋 和弘
定員：	56名
所在地(都道府県)：	大阪府
所在地(市町村以下)：	泉大津市助松町3丁目8番7号
T E L：	0725-33-2228
U R L：	<a href="https://www.nyuvouji.or.jp">https://www.nyuvouji.or.jp</a>
<b>【施設の概要】</b>	
開設年月日	1952/7/1
経営法人・設置主体(法人名等)：	社会福祉法人 和泉乳児院
職員数 常勤職員：	46名
職員数 非常勤職員：	2名
有資格職員の名称(ア)	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称(イ)	保育士
上記有資格職員の人数：	34名
有資格職員の名称(ウ)	社会福祉主事
上記有資格職員の人数：	7名
有資格職員の名称(エ)	心理士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称(オ)	栄養士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称(カ)	看護師
上記有資格職員の人数：	1名
施設設備の概要(ア)居室数：	31
施設設備の概要(イ)設備等：	心理室(プレイルーム、養育ルーム)、キッズルーム、ファミリールーム
施設設備の概要(ウ)：	談話室、多目的ルーム(みらいホール)、幼児保育室、医務室・静養室
施設設備の概要(エ)：	事務室、調理室、洗濯室

### ④理念・基本方針

1. 子ども中心の養育方針のもと、子どもの最善の利益の追求とその権利を養護する援助を行います。
2. すべての子どもは社会全体で育むという社会的養護の理念のもと、子どもの自立と家族の再統合を支援します。
3. 法人創立の想いのもと、地域社会への奉仕と社会貢献に勤めます。

### ⑤施設の特徴的な取組

1. 子どもたちが安全で安心できる生活環境を整備する。
2. 子どもの健やかな身体と豊かな心を育む食育を推進する。
3. 子どもと職員との愛着・身体関係に基づいた支援を行う。
4. 乳児院・幼児院(両施設)の親密な連携のもと、連続性、継続性、一貫性ある養育を行う。
5. 親と子どもの絆をつなぐ家族との交流や再統合を支援する。
6. 地域社会に根差した施設運営を図り、社会に貢献する。

### ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間(ア)契約日(開始日)	2019/2/27
評価実施期間(イ)評価結果確定日	2019/10/2
前回の受審時期(評価結果確定年度)	平成28年度

## ⑦総評

### 【特に評価の高い点】

- 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析され、中長期的ビジョンやこれに基づく事業計画が組織的に策定され、職員にも周知が徹底しています。
- 施設長は、自らの役割と責任を明示して、法令遵守、養育支援の質の向上、経営改善、働きやすい職場環境の整備など、あらゆる面で指導力を発揮しています。
- 職員一人ひとりの教育・研修機会が確保されており、研修記録や研修報告から、その多様性や内容の充実が窺えます。
- 多様な取組を通して、地域の福祉ニーズをとらえ、これに即した公益的な事業が関係機関との連携において実施されています。
- 子どもを尊重する姿勢が明示され、子どもの意見や欲求に傾聴してその表出する感情や意向を受け止めつつ、子どもの権利擁護と自己決定支援を徹底しています。
- 子どもの養育支援の内容が適切かつ詳細に記録され、管理体制の下で職員間の共有と活用が行われています。
- 併設する乳児院とのシームレスな支援体制があり、養育支援の連続性、継続性が図られ、発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障しています。
- 衣・食・住の提供は、子どもの心身の健全な発育を保障しています。
- 学習支援や社会経験を育む支援を行い、後援会組織による独自の経済支援策を活用した、最善の利益に叶う進路の自己決定を支援しています。

### 【改善を求め点】

- 事業計画の子どもへの説明はよく取り組まれています。すべての保護者等への周知する取組が十分ではありません。
- 養育支援の実施状況についての評価・分析は行われていますが、抽出された課題の文書化が不十分です。養育支援の質を高めていくうえで、リーダー個人の推進力も大切ですが、組織としての取組を軌道に乗せるための文書化が求められます。
- 人事管理について、就業規則や諸規定、職務分掌など、基本的な要綱は構築されていますが、職員の資質や成果を公正、客観的に評価し、これを処遇やキャリアパスに反映する、総合的人事管理制度の確立に導くことが期待されます。
- 職員一人ひとりの教育・研修の多様さ・充実ぶりは高く評価される場所ですが、その成果を評価して、研修計画やカリキュラムの見直しにつなげる取組が求められます。
- 日常、非日常を通じて、子どもの安全を脅かす事例収集を積極的に行い、発生要因の分析、改善策・再発防止策を検討・実施する取組が求められます。
- 養育支援マニュアル（標準的実施方法）のさらなる補足充実を図るとともに、その検証・見直しの仕組みを構築することが求められます。
- 子どもの行動上の問題に対して、小規模ユニットの限られた人的・物的資源の柔軟な活用と工夫が求められます。

## ⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

日々子どもたちの養育支援を生業としている私たちにとって第三者の方から評価を受けるということは期待と不安が伴う緊張したひと時でした。評価の結果は1項目ごとに丁寧にコメントを記入して頂き分かりやすく納得できるものでした。あと少しの改善でaになる項目も多く、今後家庭的な養育を進めていく上で意味のある評価だと感じました。3回目の受審を終わり、結果を職員全体で受け止め前へ進んで行けるように努力をしていきたいと思っております。

## ⑨第三者評価結果（別紙）

## 評価結果表（児童養護施設）

### 共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

#### 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
【コメント】	
理念・基本方針は理事役員会、職員会議において大切なものとして認識されています。理念は施設が目指す包括的な展望を、そして基本方針には職員の行動規範となるような具体的な内容が示されています。また、子どもには生活のしおりの中で、その想いを分かりやすく伝えるとともに、保護者等および外部に対しては、パンフレット、ホームページ、機関紙（うりぼう）により周知を図っています。うりぼうは、発刊以来24年継続した取組で、発行部数は2000部におよび、それは単なる行事紹介ではなく、施設が目指す方向や、目下課題となっている諸問題についての見解が示されています。	

#### 2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【コメント】	
施設長は、全国児童養護施設協議会や大阪府の児童施設部会の役員を務めるとともに、泉大津市の要保護児童対策協議会（要対協）や社会福祉協議会とも連携して、福祉事業にかかる動向を把握しています。和泉幼児院の入所利用率は97%という高率を維持しているなど、好調な運営状況を示しています。	

② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
【コメント】	
H29.8.2の「新しい社会的養育ビジョン」発表に先がけて、施設の小規模化、地域分散化に取り組んできました。これに伴う様々な経営課題は、理事会、リーダー会議、職員会議等で検討・共有され、その対応が中長期計画に反映されています。当初は現実に少ない経営上の負担がありましたが、小規模養育を全うするための積極的な人員補強の結果、各種加算を得ることによって、かえって経営的にも安定を図ることに成功しています。	

#### 3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
【コメント】	
「新しい社会的養育ビジョン」が発表されて以降、中長期ビジョンの見直しを進めています。あまりにも大きくかつ従前の社会的養護概念を覆す変革であり、まだそのすべてに対応しきれていませんが、養育支援単位の小規模化・地域分散化には早くから取り組み、さらに包括的里親支援事業、退所児童のアフターケア専門要員の配置、一時保護専用部門の設置等々を目指した計画の検討が進められています。	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
【コメント】	
新たな社会的養育ビジョンを受けた中長期計画の下、併設の和泉乳児院とも連携して特別委員会を設置し具体的な計画策定を急いでいます。また昨今多発する忌まわしい事件に鑑み、施設の防犯や総合防災計画の見直しを図っていますが、安全を企図する対策と、地域に開かれた施設のあり方のバランスに配慮しつつ進めています。新たな社会的養育ビジョンを具現化するには、地域社会の福祉支援力を高めることが欠かせませんが、施設として可能な限りの行政支援に取り組み、養育支援訪問事業の取組も検討課題に挙げています。施設としては、ホームページのリニューアルを図るなど、運営の透明性を高め、また職員の労務環境の改善策として社労士を招いた法人運営会議の開催、産業医を交えた衛生委員会による職員のストレスチェックにも取り組んでいます。	

(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
【コメント】		
<p>新たな社会的養育ビジョン発令を受けて、和泉幼児院においては事業経営を取り巻く動向について、職員も参画する検討を踏まえて、中長期および単年度事業計画が策定されています。新たな社会的養育ビジョンもまだ議論の過程にあり、先行き不透明な中で、定期的な評価と見直しが成立するような安定的な状況ではありませんが、和泉幼児院では、職員の理解のもとで果敢に施設の小規模化、地域分散化を図りつつ、職員の労務環境の改善にも取り組み、なによりも子どもの最善の利益を護ることを旨として、従前から大切にしてきた和泉幼児院の理念を曲げない取組が追及されていることを高く評価します。「事業計画の見直しを行っているか」と問う着眼点については、客観的に肯定評価をすることはできませんが、信念をもって是々非々で進まれることを期待します。</p>		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
【コメント】		
<p>新たな社会的養育ビジョンは、「子どもに不利益とならないように配慮しつつ」と条件を付しながらも期限設定においてスピーディな変革を求めています。子どもや家族にとって甚大な影響を及ぼすものであり、これを受けた中長期計画、事業計画を子どもや保護者に周知することは慎重な配慮を要します。そのような中で、和泉幼児院では子どもにはここが安心・安全、そして成長と自立を支援するところであるという、施設の基本的な想いとそのため取組が、様々なツールや日々の養育支援の中で示されています。保護者等に対しても、施設として保護者等の信頼を得て、その想いや最終目標としての親子関係の再構築を目指すべく努力が認められますが、保護者等にはそれぞれ子どもを社会的養護に託す様々な背景があり、すべての対象者にこの評価基準項目を、全うすることは困難ですが、さらなる工夫と取組の継続を期待します。</p>		

#### 4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
【コメント】		
<p>和泉幼児院は従前は幼児中心の施設でしたが、近年、年長児が増えニーズが多様化するに及び、新たな養育・支援のプログラムが策定されました。すなわち、子どもミーティングやスポーツ等のクラブ活動の定着、全児童を対象とする性教育プロジェクトが始まりました。子どもを様々な暴力から護るCAPは10年の実績があります。社会へ自立した児童の実績はまだ2名ですが、今後増えてゆく退所児童へのアフタフォローの丁寧な体制も模索されています。それぞれに担当職員や委員会も特定され、取組みの推進と評価（見直し）の体制があります。 ※CAP (Child Assault Prevention)</p>		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
【コメント】		
<p>自己評価や第三者評価の結果は、法人運営会議やリーダー会議、職員会議等で共有化が図られています。そしてその場で様々な改善策の検討も議論されています。しかしながら、そうした課題の文書化がなされていません。リーダー個人の力量で課題解決するのではなく、組織として取り組んでいくには、課題を客観的に整理して文書化し、それぞれに担当や期限を明確にした羅針盤を設けることが求められます。</p>		

## II 施設の運営管理

### 1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
【コメント】		
<p>施設長は自らの役割りと責任について、先ず管理規定・職務の項で「院の業務を掌握し、施設の運営全般の責任を負うとともに統括管理を行う」と明示のもと、その具体内容については職務分掌で明確にされ、毎月末のケア会議（全職員参加）でも表明し、職員への周知が図られています。経営、管理に関する方針と取組は中長期計画及び事業計画に明記し積極的に取組まれています。また、施設長不在時や非常時の権限委任については、緊急時対応マニュアル、組織図、事務分担表で示されています。</p>		

②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【コメント】		
施設長は遵守すべき法令等の理解に努め取引関係者や行政関係各先との適正な関係を保持しています。また、法改正に伴う規定の変更や情報収集のため必要な研修に参加しています。職員への周知についてはケア会議での説明や年間研修計画を立て、関係法令等の研修に参加出来るよう業務調整を行うなど、法令遵守の浸透に取組まれています。		

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a

【コメント】		
施設長は毎月末開催のケア会議などを通じて情報を集約して評価・分析を実施しています。改善提案も積極的に取り入れ、養育・支援の改善に活かしています。また、職員研修計画に沿って全職員の研修参加を推進している他、児童福祉に関する最新の情報も伝え、職員と一体になって専門性及び養育・支援の質の向上に取り組んでいます。さらに、月に一度は各ユニット、地域小規模施設（ネスレ、ソレイユ）及び分園型小規模グループケア施設（あいりす）に出向き、子どもたちと食事を共にしながら、その様子に気を配っています。その際にそれぞれに設置された意見箱を開封し、相談内容については細心の注意を払いながらその内容を子どもに伝え、職員との共有も図っています。		

②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
---	-----------------------------------	---

【コメント】		
施設長は子どもの養育・支援と職員の資質向上を目指し、就業環境改善のための様々な取組みを行っています。具体的には、子どもの自己治癒力を促す取組みでは1対1のプレイセラピーを臨床心理士が担うほか、苦手を克服することや出来ることを増やすための個別学習支援には教育・学習支援担当者を配置しています。更に、地域小規模児童養護施設（2か所）、分園型小規模児童養護施設への宿直勤務の応援にも、自ら出向いています。また現在は安定した経営状況の中でも、将来に向け更なる経営の改善や業務の実効性の向上について、施設内に同様の意識づけや、職員全体で効果的な施設運営を目指すために、ケア会議等で現状を詳しく報告するとともに将来を見通した課題についての説明など、職員の理解が図られています。		

## 2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a

【コメント】		
必要な人材の確保・定着等に関する計画や育成に関する方針については、中長期計画及び事業計画で示されています。これまでの実績から、法人の知名度を活かし、HP、機関紙「うりぼう」の活用や、保育士養成校と連携して授業の一環としての施設見学や施設側からの講義により当院入職への動機づけを図っています。また後援会組織を充実させ、広く見学者を受入れて丁寧な案内に努め、施設を理解してもらう取組みにも積極的であり、人材の発掘、養成から始まる地道な活動を継続して実行することにより、安定した人材確保に繋がっています。一方、育成の取組では心理士による新任職員研修をはじめ様々な取組みを充実し、ユニットリーダーが寄り添い適宜SVを実施することによって定着が図られています。 ※SV (Super vise)		

②	15 総合的な人事管理が行われている。	b
---	---------------------	---

【コメント】		
和泉幼児院では職員就業規則、賃金規定、福利厚生に関わる規定、及び教育訓練の方針、また、管理規定、業務分掌では施設長以下階層別職員、専門職等、各々の職務・役割りが詳細に示されています。これは正に総合的な人事管理における基本的な必須事項です。また、期待する職員像も明確に示されています。しかしながら、今のところは職員の頑張り（貢献度）を公正に評価することやキャリアパスに繋がる昇任、昇格等に反映する基準は定められていません。これまで検討中とされて来た人事基準の考え方を見直され、職員が理解しやすく、職員一人ひとりが自らの向上を目指すための支えになるよう、和泉幼児院の風土に合った、総合的な人事管理基準の策定を期待します。		

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

b

【コメント】

施設長は働きやすい職場づくりに向けて、職員の勤務状況の把握・監督についての役割は業務分掌でも示されています。日々の業務の中で職員との個別面談を実施し、その意向や就業状況の把握に努めています。また、精神科医によるストレスチェックも導入されています。さらに、分散する各施設においても各リーダーの協力を得てワークライフバランスへの配慮や相談しやすい雰囲気づくりなどに気を配っています。その中で、分散する各施設に亘って職員の希望・意見を聴取して、これに基づく総合的な福利厚生 の在り方検討が今後の課題となっています。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

【コメント】

社会的養育推進計画にも「子どもたちの人権の尊重とその擁護を使命とする職員」をはじめ5項目の期待する職員像を掲げ、それに沿った個別研修の計画が策定されています。また、施設長及び幹部職員が経験年数の若い職員を重点的に、年度初めに仕事に対する意向・要望、今年度目標などを確認し合う個別面談が行われ、年度末には振り返り面接も行われています。しかしながら、年度目標の進捗状況や目標達成度の確認等、目標管理に欠かせない中間面接等のプロセス確認が徹底されておらず、今後の課題となっています。

② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

【コメント】

研修計画は年度事業計画書に示されています。また、期待する職員像は「子どもたちの人権を尊重し、その擁護を使命とする職員」を第一に5項が明示され、これに沿ってユニット別研修会、階層別研修会、性教育研修会等が実施されています。その中、今年度は「性教育プロジェクト」[IHB] (Importance Heart and Body: 私の大切な心とからだ) に力を入れ、子どもたちには年層別に、例えば小学低学年向けには理解しやすいツールに絵本などを利用して伝え、教える取組みが実施されています。職員へは施設内研修・性教育勉強会が年4回の計画で実施されています。この他、多様な外部研修の計画も示されていますが、研修内容の評価や見直しが十分ではなく、今後の研修計画や実行の課題となっています。

③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

a

【コメント】

職員一人ひとりの教育・研修については、階層別、職種別、テーマ別に、ベテラン職員から新任職員まできめ細かい計画が立てられています。各職員が計画に沿って研修に参加出来るよう研修内容とともに、研修出張予定を示した研修・受講一覧シートが作成されていて実施に至っています。また、研修報告も定着していて、報告書綴りは詳細な研修内容を共有できる資料になっています。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

a

【コメント】

実習生受け入れマニュアルに実習上の留意点、実習生の役割、業務の内容など専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明確に示し、効果的な実習指導に努めています。受け入れにあたっては、宿泊施設(実習生室)を施設内に用意し、遠方からの実習生の受け入れにも配慮しています。平成30年度は大学・短大・専門学校から計14校、計52名の実習生を受け入れています。また、専門職の施設実習のほか、近隣市町の高校や福祉施設、教育委員会等からの施設見学の要望も多く、その受け入れも積極的に実施しています。

### 3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果
① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
【コメント】	
施設のホームページを通じて施設理念・運営方針、施設概要や沿革等について写真入りで紹介するとともに、収支計画書や現況報告書等の財務状況も公表しています。また、苦情解決事業実施要項を定め、苦情・要望の相談解決体制を整備しています。寄せられた苦情・要望の協議結果は、第三者委員に報告し、ホームページにも詳細に公開し、運営の透明性確保に努めています。さらに機関紙「うりぼう」を年2回発行し、施設の活動状況や時事的な課題についての施設の想いを掲載し、多方面に情報発信しています。	
② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
【コメント】	
「管理規定」において各職種の職務分担、責務権限、子どもの入所・退所支援などを明確化するとともに、これを全職員に提示して認識の共有化を図っています。また、外部会計士と顧問契約を行い適宜助言を受けながら、適正な施設運営に向けた対応を行なうとともに経営改善に役立てています。	

### 4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
【コメント】	
地域交流の取組として泉大津市の養育支援事業の委託を受け、おやこ広場事業として院内事務所棟2階に「まごぐーす」、泉大津市立勤労青少年ホーム内に「カンガルーポケット」の設置運営を施設パンフレットやホームページ等にて明示し、地域から喜ばれるようにきめ細かな事業展開を行っています。また、地域小規模児童養護施設（2ヶ所）や分園型小規模施設はそれぞれ地域の自治会・子ども会に加入し、地域行事にも積極的に参加しています。買い物や通院をはじめ、図書館等の公共施設の利用についても随時情報提供を行ない、子どもの地域社会資源の活用もサポートしています。	
② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
【コメント】	
ボランティアは、積極的に受け入れ、事前にオリエンテーション資料を配付して説明を行っています。「ボランティアさんをお願いしたいこと」と題した冊子にボランティアの基本姿勢などをマニュアルとしてまとめ、参加者からボランティア活動参加申込書、誓約書などの書式を提出してもらっています。実施内容では、小学2年生以上の希望者向けにピアノ教室（月1回、現在8名が参加）が設置され、院内行事での発表会の場も用意されています。また、夏の体験ボランティアの募集チラシを作成し、近所のプール付き添いなどの夏休み期間のボランティアの募集も行うなど、さまざまなボランティアを呼びかけ、受け入れる体制が整備されています。	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
【コメント】	
施設として、あるいは子どもにとって有用な地域の関係機関、連携先等との活動内容がきちんとファイルされ、その内容は子どもたちに示すとともに、ホームページでも公開しています。泉大津市社会福祉協議会が中心となって活動している地域貢献委員会では児童施設部会に参画し、近隣の児童養護施設・助松寮と協力し合って子ども食堂を開催するほか、老人、障がい、保育の各部会とも連携してさまざまな地域課題を検討しています。また、[c a p i o]（泉大津市児童虐待防止ネットワーク）では、市児童福祉課と密に連携し、各関係機関の虐待事例の通報・連絡・対処・解決に向けての協力を積極的に取組んでいます。	

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

a

【コメント】

和泉幼児院ではショートステイ事業、大阪府DV一時保護事業などに担当職員を配置し積極的に取り組むほか、おやこ広場事業として本院事務所棟2階に「まざーぐるす」、泉大津市立勤労青少年ホーム内に「カンガルーポケット」を開設し、乳幼児を持つ親子が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合う場を設けるなどの、地域への支援活動を通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めています。さらに、里親支援専門相談員を1名配置し「里親支援センター」事業を行い、子育て支援の専門情報の提示や、性教育等を実施し、地域の子どもと家庭の支援、里親支援を目的とした事業を関係機関と連携の下で実施しています。このような実効性ある取組を通して、地域の福祉ニーズを的確に把握しています。

② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

a

【コメント】

和泉幼児院では、大阪府社会福祉協議会と連携して「制度の狭間」の生活課題に対応する「生活困窮者レスキュー事業」や、社会福祉法人の強みを活かしたさまざまな地域貢献事業を展開する「大阪しあわせネットワーク」において、施設の強みを生かし児童福祉の分野から積極的な活動に取り組んでいます。また院としても、前項で示したショートステイ事業、大阪府DV一時保護事業、「まざーぐるす」や「カンガルーポケット」の親子広場事業の実施、さらに、里親支援専門相談員を1名配置し「里親支援センター」事業を行い、子育て支援の専門情報提供、性教育等の実施や里親の支援も行っています。災害時には、津波避難ビルとして本院の3・4階の廊下等を開放し、4階倉庫には、食料、水等も十分に備蓄しています。

### Ⅲ 適切な養育・支援の実施

#### 1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

第三者  
評価結果

① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。

a

【コメント】

子どもを尊重した姿勢は、理念や基本方針、倫理綱領に明記されており、論理綱領は職員会議時に職員全員で唱和して、職員の理解に努めています。月1回の養育検討会や人権研修、ユニット会議を通して状況の把握や振り返りも定期的に行われています。

② 29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。

a

【コメント】

プライバシー保護規程やプライバシー保護マニュアル等が整備され、院内研修も行って職員への理解も図られています。物理的な問題もあり、子ども達一人一人の個室は用意出来ていませんが、中学生以上の子ども達には個室が与えられ、職員や同じユニット内の子ども達でもノックもせず勝手に入室することをしないという約束が行き渡っています。生活のしおりでは子ども達に解りやすくプライバシー保護に付いて明記し、保護者に対しては入所時のオリエンテーションで説明も行っています。

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

a

【コメント】

子どもや保護者に対しては、ホームページやパンフレットで必要な情報が提供されています。ホームページも以前は施設内で作成してましたが、前年から外部に依頼し、見やすく解りやすい構成となりました。入所予定の子ども達やその保護者には、職員が資料を持参して説明にあたっています。利用予定者の見学希望は今までなかったようですが、希望があれば受け入れる体制も整っています。



② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。

a

【コメント】

児童養護の制度上、入所決定の説明は児童相談所が行っており、子どもや保護者が主体的に選択する仕組みではありません。また、子どもの保護（安全確保）が第一優先とされるため、すべての保護者等から同意を得ることも難しい状況です。その様ななか、入所決定後の養育・支援の内容については、子どもや保護者等に対しては、適切な説明が行われています。

③ 32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

a

【コメント】

養育・支援の内容や措置に変更が起きた場合は、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されています。引き継ぎに際しても、引き継ぎ文書等を用い関係部署とも連携して行っています。退所後のサポートでは、相談窓口を設置してますし、施設側から積極的に様子をうかがうようにもしています。

(3) 子どもの満足の向上に努めている。

第三者  
評価結果

① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

b

【コメント】

子どもの満足度を把握するためのアンケート等は行われていませんが、各ユニットで職員を交えた「子ども会議」が基本的に学期ごとに開かれ、子ども達の日常的な要望や不満点等に付いて話し合われています。個別面談も定期的ではありませんが、子ども達から要望があった場合や、職員が子ども達の様子の変化を見て取った時には、職員からの声かけによって行われています。子ども会議の経過も記録され、職員会議で報告し職員間で共有する仕組みも出来ていますが、ユニット内での出来事として捉えられているようで、和泉幼児院としての全体化が十分ではありません。今後は、定期的に子どもの満足度アンケート等を施設全体で実施し、その結果を基に施設全体で分析・検討する仕組みの構築を望みます。

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

【コメント】

苦情解決の仕組みは整備されており、記録も残されています。定期的に第三者委員会が開催され、事案の報告や関係職員および子ども達への聞き取りも行われています。各ユニットに苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物などはありませんでしたが、ホワイトボードが設置され子ども達の苦情や要望が都度に匿名で書き出され、内容が溜まってくると「子ども会議」で話し合われる仕組みが構築されています。各ユニットに鍵付き意見箱も設置され、鍵は施設長のみが保有し、月1回施設長が夕食に参加した際、解錠して内容を確認し回答するようになっています。苦情内容と回答も記録に残されています。

② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。

a

【コメント】

子ども達に相談事や意見があれば、大人達に相談できることは口頭だけでなく「生活のしおり」にも明記されています。前項で述べましたように、ユニットごとにホワイトボードや施設長だけが見ることの出来る意見箱も設置されて居ます。個別の相談事がある場合や、職員が気付いた場合は、職員専用スペースを使って他児の干渉なく落ち着いて相談が出来るようにもしています。

③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

a

【コメント】

職員は、日々の養育・支援の実施において、子どもが相談しやすく意見を述べやすい様に配慮しています。またその相談内容と意見を傾聴する姿勢も保たれています。相談や意見を受けた際の記録も残されていますし、ユニット会議、リーダー会議、職員会議等を通じて、職員間で把握、検討する仕組みも構築されています。記録の方法を記したマニュアルも整備されていますが、その中には報告の手順や対応策の検討等に付いての記述がありません。今後はマニュアルに報告手順や対応策等の内容を加筆し、より充実したマニュアルを作成して、さらなる取組の向上を期待します。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
【コメント】		
施設長をリスクマネージャーとしたリスクマネジメント体制は出来ています。ヒヤリハット報告、事故状況報告書等の記録も残っていますが、それらは朝礼や職員会議で報告されているだけで、職員参画の基で分析し、改善策・再発防止策の検討・実施を行う取り組みには至っていません。また最近ヒヤリハット報告の事例収集も滞り気味だとのお話を伺いました。今後は積極的な事例収集と、その後の分析、防止策の検討とPDCAサイクルを保つ取組が求められます。		
②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
【コメント】		
看護師が配置されており、感染症の予防と発生時の対策を院内講習等で周知するようにされています。しかしながら、組織全体としては食中毒対策マニュアルがあるのみで、その他の感染症に応じたマニュアルの整備が為されていません。今後は、感染症対策についての責任と役割を明確にした管理体制の構築と、感染症対策の為のマニュアルの作成が求められます。		
③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	b
【コメント】		
災害対策委員会が設置され、災害時対策マニュアルや防火管理規定も定められています。地震防災応急計画書も作成され、自家発電装置、太陽光発電、災害時の備蓄等、設備面での備えも万全です。本院は津波一時避難場所にも指定されていて、近隣施設との協定も結ぼうとしているとの話しも伺いました。しかしながら、被災時の「事業継続計画（BCP）」の作成が為されていません。被災時に継続的な事業が行われるよう「事業継続計画（BCP）」を作成されるよう望みます。		

## 2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
【コメント】		
大阪府社会福祉協議会児童福祉施設部会作成の「児童福祉施設援助指針」を基にした「養育支援マニュアル」が作成されています。職員間では養育勉強会を開催し、養育に関する振り返りも行われています。ただ、「養育支援マニュアル」には日常生活支援に関する内容が主で、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシー保護に関わる姿勢が明示されているとは言えません。今後は、「養育支援マニュアル」にも、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシー保護に関わる姿勢を明示すると共に、より充実したマニュアルに改訂されていくことが求められます。		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
【コメント】		
本施設の標準的な実施方法である「養育支援マニュアル」は策定されてまだ日が浅く、検証、見直しが行われていません。また、検証、見直しに関する時期やその方法も定められていない状態です。前項にも記しましたが、日常的な養育・支援の実施状況を振り返りながら、職員や子ども達の意見を取り入れて定期的に見直し、より内容の充実した「養育支援マニュアル」に改訂されることが求められます。		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
【コメント】		
施設長を責任者として、自立支援計画は作成されています。その際には児童相談所や心理士、学習支援員等、部門を横断した様々な関係者も参加し、適切なアセスメントのもと作成もされています。支援困難ケースについても、処遇困難事例検討会を定期的で開催して、積極的に適切な養育・支援を行っています。		

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
---	-----------------------------	---

【コメント】

各ユニットにおいて、子ども達個々の月間目標が定められ、月1回のユニット会議で目標の達成度などを振り返り、次の月間目標を定める仕組みが構築されています。ケア会議や職員会議等で施設全体で共有する仕組みも出来ています。記録はユニットごとや本院に保管され、関係職員は閲覧することも出来ます。急な家族の引き取りなど、自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みも構築されています。ただ、「養育支援マニュアル（標準的な実施方法）」に反映する手順等が定められていないので、今後は自立支援の見直しに当たって「養育支援マニュアル（標準的な実施方法）」に反映する課題等を明確にすることが求められます。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
---	--	---

【コメント】

子どもに関する養育・支援の実施状況は定められた様式にて適切に記録されています。ファイルの閲覧や職員会議等で、施設内での共有も出来ています。ただ記録はユニットごとに保管され、会議以外で記録を確認する場合は、本院又はユニットに出向く必要が有ります。今後は、パソコンのネットワークシステムを導入するなどして、いつでも、どのユニットからでも、記録を確認出来る仕組みを構築して情報の適時迅速な共有が求められます。

②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
---	---------------------------	---

【コメント】

個人情報保護規定を定め、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する事を定めています。職員に対する研修等も行い、実習生、ボランティア、アルバイト、就・退職者にも説明を行い誓約書を書いてもらっています。記録は各ユニットで鍵付きのロッカーに保存され、第三者が自由に閲覧出来ないようにしています。子ども達には「生活のしおり」で、保護者には入所時オリエンテーリングで個人情報の取り扱いに付いて説明しています。

内容評価基準（25項目） □

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護	第三者 評価結果
--------------	-------------

①	A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
---	----------------------------	---

【コメント】

和泉幼児院では、理念・基本方針に、子どもの権利擁護を根本思想とすることが謳われており、倫理綱領が職員会議等で唱和されて、その趣旨が徹底されています。子どもたちは全員が権利ノートを保持し、その意味をよく理解しています。近年、全国的に施設における権利侵害事案が多発しており、その対策が懸案となっている中で、和泉幼児院への福祉事業関係者の施設見学が多数にのぼっていることも、和泉幼児院の高評価をうかがわせるものです。

(2) 権利について理解を促す取組

①	A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
---	---------------------------------------	---

【コメント】

子どもに対しては、権利ノートを活用するとともに、実施を始めて10年になるCAPワークショップが子どもたちによく浸透しています。また職員に対する定期的な研修も定着しています。年長児が増加してきた中で設置された子どもミーティングの場でも取り上げ、子ども自身の力を引き出すように支援しています。

(3) 生い立ちを振り返る取組	
① A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a
【コメント】	
子ども一人ひとりの成長の記録（アルバム）は好くまとめられ、アセスメント記録とともに、子どもの生育歴が職員間で共有されています。子どもにその生育歴を伝えるタイミング・方法は、個々の事情に応じて慎重に対応していますが、必要に応じて本人が生まれ育った環境を訪ねるといったことも実施しています。親にも色々な事情があり、その想いも無視できません。いずれにしても、子どもにはショックなことも多く、知らせた後のフォローが欠かせませんが、すべての子どもに退所までには真実を伝えるようにしています。	

(4) 被措置児童等虐待の防止等	
① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
【コメント】	
和泉幼児院では、従前から取り組んできたGAPワークショップを定着するとともに、就業規則の厳格化や虐待防止マニュアルの制定とその徹底を図っています。職員会議等では、具体的な事案を取り上げて、ロールプレイも織り交ぜた検討を行い、不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいます。子どもの問題行動に対する適切な対応を図るために、セラピーテックホールディングの研修も実施しています。	

(5) 子どもの意向や主体性への配慮	
① A5 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	a
【コメント】	
和泉幼児院では、小規模なユニットで、固定された職員と子どもの家庭的な共生関係が保たれています。職員はルールで子どもを縛るのではなく、子どもの主体性を重んじて一人ひとりの自主選択を基本とする生活支援をしています。小学3年生以上には小遣い帳の自主管理を促して、金銭感覚や経済観念を育てています。他者への思いやりや自己の安全に必要な、最小限のルール設定については、職員が子どもと共に話し合っ決めてするようにしています。生活の中では、様々なつまづきや失敗も絶えませんが、失敗から学ぶことを旨としていることは高く評価されます。	

(6) 支援の継続性とアフターケア	
① A6 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
【コメント】	
和泉幼児院では併設されている乳児院とのシームレスな支援体制があることが大きな特徴となっています。また、児童相談所からの措置入所や他施設からの措置変更に対しては、事前訪問や関係機関との連携協議を重ねて、施設全体で課題を共有して子どもを温かく受けとめています。退所児童については、社会自立、家庭復帰、他施設移行などのすべてのケースに、退所後も児童との関係性を保ち「里帰り会」を催すなど、フォローを続けることによって「実家機能」を発揮しています。院で作成した個人アルバムも、施設保管版を作成して保持しています。	

② A7 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。		a
【コメント】		
和泉幼児院では、これまでは幼児中心の児童養護施設でしたが、年長児童が増加し、ようやく2名の自立者を送り出しています。退所者の支援は当院でなければいけないという想いで定期的に連絡をとり、施設近辺に住まう退所者には家庭訪問をしています。また、今後の退所予定者や進学予定者には後援会組織による生活支援、奨学金助成など、強力な支援体制があることも高く評価されます。		

## A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結果
① A8 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
【コメント】	
<p>「子どもと職員との愛着関係・信頼関係に基づいた支援を行う」と基本方針にあるように、職員は日常の何気ない子どもの会話を大切に傾聴し、変化を見逃さないように心掛けています。子どもアンケートでも、概ね職員を信頼し頼っている結果となっています。ユニット内では解決できないのか、意見箱で施設長に訴えている子どもや、成長期の特性に配慮した個別対応の難しさ、小規模ユニットにおける人員配置など課題はたくさんありますが、子どもの自主性・自立心、知的好奇心などを育み社会に貢献する人物となることを目的とされている養育・支援のさらなる取り組みの向上に期待します。</p>	
② A9 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
【コメント】	
<p>基本的欲求充足の原点は、信頼できる大人に大切にされているという安心感にあります。乳児院との合築であることの強みを生かした継続性に配慮した担当制をとっており、各ユニット・分園・小規模施設毎にその特性を活かした家庭的な雰囲気がつくられています。また、信頼関係を構築するために、年少の子どもたちの就寝後に高学年の子どもたちの話を聞く時間をつくる等、きめ細やかな配慮もあります。職員は、宿直室ではなく子どもたちからその存在を感じることでできる場所で就寝するなど子どもたちへの安心感にも配慮されています。</p>	
③ A10 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
【コメント】	
<p>子どもの自主性・自立心、知的好奇心などを育むことを大切にし、子どもたちでテーマを決めて、全員が納得するまで話し合いルールを決める仕組みが作られています。外出する時には外出ノートに予定を書き込み、予定時間に帰ってくる習慣を自ら習得する取り組みもあります。職員配置基準より多めに人員配置がされているとはいえ、時間帯によっては忙しさに子どもの対応が十分にできない事もありますが、その場で少し聞き、あとでじっくり聞くこと等さまざまな工夫がなされています。</p>	
④ A11 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
【コメント】	
<p>幼児院の3歳児は、院庭にあるアイアイルーム（乳児院との合同保育室）でモンテッソーリ教育を取り入れた幼児保育を行い、幼稚園入園準備を行っています。当施設では、たんぼぼ教室（就学準備教室）や療育教室など、子どもたちの年齢や発達状況に応じた保育も実施しています。本院には、狭くなったとはいえ、院庭には自転車で回遊できる通路がつけられ、滑り台などの遊具も設置されています。また、雨の日には4階みらいほーる（交流ホール）を使うことができる等配慮もされています。クラブ活動（フットサル・ピアノ教室）や地域の相撲大会や絵画コンクールへの参加も積極的に体験させ、日常生活を通して成長できる場の提供にも努めています。</p>	
⑤ A12 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
【コメント】	
<p>各ユニットでの食事準備、食後の片づけ・シンクへの片付け、居室の清掃・片付けを、職員は年少の子どもたちに見せながら行い、年長の子どものみとは一緒にしながら、必要な知識や技術を伝え、生活のいとなみを習慣づけるようにしています。また、子どもミーティングに各クラスから数人が出席し、職員と共にテーマを決めて生活について話し合っています。全学童ユニットでのパソコンの使用と規制、電話のかけ方についても本院、分園間で通話するなど習得の工夫が見られます。地域社会への繋がりについては分園、小規模ではそれぞれの地域自治会、子供会にも入り、地域住民としてイベント等に参加しています。</p>	

(2) 食生活

① A13 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。

a

【コメント】

本院では管理栄養士が栄養管理のもと1ヶ月分の食事メニューを決めています。各ユニット内で暖めたり、冷蔵庫に保管したり、炊飯はユニットで行うなど適温での提供に努めています。いつでも好きな時間に食事をすることは出来ませんが、クラブ活動や体調により時間をずらすことにも対応しています。  
分園、および地域小規模児童養護施設では担当職員により食材の調達、調理を施設毎に独自で行っています。誕生日には子どもの希望を聞き、その好みを優先しています。食卓での会話もあり、和やかな雰囲気でした。後片付けは個々に洗い場に持っていくように習慣づけています。調理を手伝いたい児童もおり、食材や料理名は本院の子どもに比べてよく知っています。分園、および地域小規模児童養護施設の栄養管理は一ヶ月分の食事内容を栄養士が事後チェックし、不足分等の補いをアドバイスしています。本院のユニットでも月に一度、子どもたちのリクエストに基づいて調理員がユニットのキッチンを使用して食事を提供する方法がとられており、年長の子どもたちには積極的に手伝う機会がつけられています。嗜好調査は、年2回実施されており、子どもたちの偏食については、生活のしおりに「嫌いなものはだんだん好きになっていこう」と記すなど、無理強いせず、自然な流れで矯正していく方針をとっています。

(3) 衣生活

① A14 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

a

【コメント】

衣類の購入については年4回、靴は年2回購入することができることが生活のしおりに記され、入所時にきちんと説明されています。また、担当職員は希望する児童と一緒に買い物に出かけるなど、子どもの主体性と好みを尊重しています。夕涼み会などの季節行事では施設で保管している浴衣を年齢に合わせて着用できる仕組みもあり、TPOに合わせての衣の楽しみ方も経験することができるように取り組んでいます。  
汚れた衣服の洗濯なども担当職員が声をかけるなど、衛生面での知識の習得にも配慮しています。

(4) 住生活

① A15 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。

a

【コメント】

幼児、学童低学年においては相部屋も見られますが、収納や学習机は個別で、個人の場所が確保されています。幼児の収納には、自分の場所がわかるように好きなキャラクター写真を貼るなどの工夫もみられます。一人部屋が望ましくはありますが、児童によっては一人を嫌うケースもあり、相部屋に対する不満は出ておりません。ベッドを要望する児童もおり、全ての児童が均一な環境ではありませんが、家庭的雰囲気をユニット、分園、小規模其々で作っています。子ども達が個室にはこもらず、リビングで過ごすことが多い状況に、施設の居心地の良さが顕われています。

(5) 健康と安全

① A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。

a

【コメント】

日常の体調のチェック、子供の服薬の管理、体調不良の子供の夜間への引き継ぎ等は健康日誌への記入できめ細やかに対応しています。児童養護施設としては必置義務では無い看護師を正規配置しています。低年齢児が多数の施設の特性として、子どもの健康に気をかけている事は高く評価します。看護師の判断により重篤な病気の早期発見に繋がり、大事に至らなかった事実もありました。

(6) 性に関する教育

① A17 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

a

【コメント】

小学生対象に定期的にIHBプログラムを実施することにより性的知識は自然と身につく仕組みがあります。中高生は男女別に外部研修に参加をして知識を習得しています、前回の第3者評価の結果を踏まえて大きく改善された点として評価されます。

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

① A18 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。

b

【コメント】

行動上の問題、暴力等については子どもの状況に合わせて関係機関とも連携体制ができています。しかし、朝夕の忙しい時間帯で問題が起きた場合、ケアユニットの小規模化は、手厚く迅速な対応を難しくするといった課題があります。不適切な行動をしてしまった児童への対応、被害を受けた児童の安全確保、あるいは暴力等を受けた職員へ配慮等に、組織としてより一層のきめ細やかな対応が望まれます。

② A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。

a

【コメント】

子どもたちは、いじめや暴力は許されない事であるということを発達段階に応じてワークショップ形式で学ぶCAPプログラムを小学4年生から年長児までの5年間継続的に受講しています。教職員はCAPの教職員プログラムを受講し、施設全体で取り組んでいます。行動上の問題が多い児童に関しては児童相談所と連携してケアに取り組んでいます。施設長は問題行動の有無に関わらず、すべての子どもが施設で日常生活を過ごせるように、養育支援するよう配慮しています。

(8) 心理的ケア

① A20 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

a

【コメント】

専門の心理士を配置し、児童の心のケアに対応しています。心理的ケアが必要な児童を認識した際は担当職員から提議してケア会議等で検討し、週1回、心理士によるプレイセラピーを心理ルームで実施しています。子ども達はプレイセラピーに行くことを楽しみにしており、満足して戻ってきます。自分からしんどさを訴えることができない児童に関してはユニットやホームへ心理士が外向いていき、そっと近づき話をするように配慮しています。心理的ケアの状況については年に2回の報告会を実施しています。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

① A21 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。

a

【コメント】

幼児は、施設内の保育ルームに隔日通い、幼稚園入園に向けて学ぶことに取り組んでいます。小学生は学習支援室に週1回通い、学習支援員が宿題や復習の指導をしています。子供もほぼ休むことなく出席しており、学習の習慣を身につける工夫があります。発達障害などの支援課題がある子どもの療育も学習指導員が実施しています。学校の支援学級に通う生徒については学校と連携し、連絡ノートを通して担当職員と共に学習支援員がチェックするようにしています。学習支援員が全ての学童に関わることで、施設としても児童の学力等の把握に役立っています。中学生、高校生に関しては塾へ通うように勧め、協賛企業や後援会による資金支援を活用し、学びの環境を整えられています。

② A22 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

a

【コメント】

進路を決める段階の対象児童が、まだ少ないことから多方面への進路の事例は少ないですが、施設としては進学を勧めています。そのため塾へ行く学習支援、進学への受験に必要な書類作成等は児童と一緒に考えるなどの支援を行っています。資金面に関しても奨学金の情報提供、後援会による支援等を行い、児童が安心して進学の道を決められるような取組みをしています。またその後の就職に関しても情報提供、アフターフォローを担当者を決めて取り組んでいます。自立後に困らないように洗濯、食器洗い、掃除なども自分のものは自分で出来るように習慣づけています。

③ A23 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。

b

【コメント】

アルバイトは、学業との両立が最優先ですが、テストの点数やクラブ活動状況、また、得たお金の使い道等について自立のための貯金を勧め、社会に出るための準備を促すなど一定のルールが守られていることを基準に許可し、就労意欲の増進や社会経験の一環として支援しています。20歳までの在籍と専門学校、大学への進学を勧めていることについては、該当する子どもたちがまだ少ないことから、社会経験の拡大に至る取組みは十分とはいえませんが、実習が必要な子どもたちへの実習先の資源は準備しています。

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

① A24 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

a

【コメント】

家庭支援専門相談員を2名配置し、院の支援方針を家族に説明したり、家族の相談や想いを受け付けて、共に子どもの成長を考える関係性を構築して信頼関係の醸成に努めています。面会や外出、一時帰宅についても積極的に取り入れる一方、必要に応じて家族にその記録の作成提出を求めて状況を把握し、注意深く子どもの観察をして、不適切な関わりの早期発見・防止・対応を図っています。

(11) 親子関係の再構築支援

① A25 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

a

【コメント】

親子関係の再構築には、親の養育力の確立が欠かせません。和泉幼児院ではCRC（チャイルドリソースセンター）の活用を促して、子どもと親をつなぐプログラムを推進しています。面会、外出、一時帰宅について、職員が一定の関与をしつつこれに積極的に取り組み、また施設の親子生活訓練室を活用して親子間交流を図っています。